



保医発第234号
平成13年9月28日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

検査料の点数の取扱いに関して、関連する通知を下記のとおり改正するので通知する。
なお、本通知は平成13年10月1日から適用する。

記

平成12年3月17日保険発第28号の一部を次のように改正する。

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D012の(4)のA中「光学的抗原抗体反応（OIA法）」を「光学的抗原抗体反応（OIA法）又はイムノクロマトグラフィー法」に改める。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D023の(7)のA中「PCR法」を「PCR法又はTMA法」に改める。